

(決議案第 1 号)

朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

日本時間の 3 月 6 日午前 7 時 34 分ころに、朝鮮民主主義人民共和国(以下、「北朝鮮」という。)が発射した弾道ミサイル 4 発のうち 3 発が、また、日本時間の 5 月 29 日午前 5 時 40 分ころに北朝鮮が発射した弾道ミサイル 1 発が、いずれも我が国の排他的経済水域内に到達したものと推定されている。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して累次にわたり、関連の国連安全保障理事会決議を完全に遵守し、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきた。

このような中、何ら事前の通告や落下水域への警告もなく弾道ミサイルの発射が行われたことは、付近を航行する航空機や船舶の安全確保の観点から、極めて問題のある行為であり、また、「弾道ミサイル技術を使ったすべての発射」を禁じた国連安全保障理事会決議 1874 号を初めとする累次の安保理決議にも違反し、我が国の安全保障に対して直接的かつ深刻な脅威を及ぼすとともに東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

たび重なるミサイル発射は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する愚行であり、改めて、このような国際社会の平和と安定を脅かす行為をこれ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、誠実かつ確実な措置を実行するよう強く求める。

以上、決議する。

平成 29 年 6 月 23 日

釧路市議会